

前橋市総合教育プラザの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(事業)</p> <p>第3条 プラザは、次に掲げる事業を行う。</p> <p><u>(1) 教育に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。</u></p> <p><u>(2) 教育関係職員の研修に関すること。</u></p> <p><u>(3) 教育に関する情報及び資料の収集、作成、提供及び活用に関すること。</u></p> <p><u>(4) 教育相談に関すること。</u></p> <p><u>(5) いじめ対策に関すること。</u></p> <p><u>(6) 特別支援教育に関すること。</u></p> <p>(7)～(9) 省略</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 プラザは、次に掲げる事業を行う。</p> <p><u>(1) 教育に関する情報及び資料の収集、作成、提供及び活用に関すること。</u></p> <p><u>(2) 視聴覚機材その他視聴覚教育に関する資料の収集、保管及び提供に関すること。</u></p> <p><u>(3) 教育関係職員の研修に関すること。</u></p> <p><u>(4) 教育に関する専門的・技術的な調査研究に関すること。</u></p> <p><u>(5) 特別支援教育に関すること。</u></p> <p><u>(6) 教育相談に関すること。</u></p> <p>(7)～(9) 省略</p>